

◎ 70歳未満の場合（令和8年8月から令和9年7月まで）

区分	所得区分 ※1	自己負担限度額 (3回目まで)	多数回該当	年間上限
ア	旧ただし書所得 901万円超※2	270,300円+ (総医療費-901,000円) ×1%	140,100円	168万円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下※2	179,100円+ (総医療費-597,000円) ×1%	93,000円	111万円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下※2	85,800円+ (総医療費-286,000円) ×1%	44,400円	53万円
エ	旧ただし書所得 210万円以下※2	61,500円	44,400円	53万円 ※4
オ	低所得者※3 (住民税 非課税世帯)	36,900円	24,600円	29万円

※1 所得は前年の所得です（1～7月診療分は前々年の所得によります）

※2 「旧ただし書所得」とは総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のことです。
所得の申告がない世帯は、区分アとみなされます

※3 世帯主および被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する人

※4 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、
令和9年8月以降に償還払い